

坂井市スポーツ少年団  
本部長 長船 信弘 様

坂井市教育委員会

## 新型コロナウイルス感染対策に係るスポーツ少年団活動の今後の指針について

3月19日の政府専門家会議の提言に加え、福井県教育委員会が3月23日に示した「学校再開時の留意事項」に基づき登校や部活動が再開されることを受け、坂井市では4月7日からの登校開始と4月1日から部活動を再開することを決定しました

以上により、現在、新型コロナウイルスの感染対策として活動を制限しております市内スポーツ少年団等においても、これまでの自粛活動の一部を解除いたします。

但し、感染拡大の兆しがみられた場合は、直ちに活動の自粛を求める措置をとる場合もあることを十分にご留意ください。

### 記

#### 1. 通常活動の再開について

##### 4月1日(水)より通常のスポーツ少年団活動を再開する。

但し、当面の間、遠征や試合等は自粛とする。

#### 2. 通常活動時の留意事項について

- ① 活動前に団員は保護者の立会いのもと自宅にて体温の測定ならびに症状の有無等の健康観察を行い、具合が悪い場合は参加を控えるよう徹底すること。
- ② 指導者等は、団員および保護者の意向を尊重し、参加を強制しないこと。
- ③ 複数学年等の使用等により密集が想定される場合は、活動時間の分散を図ること。
- ④ 屋内の活動においては、窓や出入口ドアを開放し十分に換気をするとともに、密集となる活動（狭い場所でのミーティングや着替え等）や近距離での会話は控えること。
- ⑤ 屋外での活動であっても、屋内同様、密集となる活動や近い距離での会話や大声での発声もできるだけ控えること。
- ⑥ 活動前後は、手洗い、消毒等の感染防止策を徹底すること。
- ⑦ 活動再開時は、これまで休止していたことに考慮し、団員の身体へ過度な負担が掛からないよう注意すること。従来の時間数に拘ることなく、時間短縮も検討すること。
- ⑧ 保護者ミーティングや親子レクリエーション、懇親会等は中止や延期、縮小を検討すること。